

令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
「文化芸術の魅力発信応援プログラム」

(参考) 応募にあたっての Q&A

【1 対象者について】

Q1 個人事業主、開業届手続きをしていないフリーランス、個人で運営するライブハウス、舞踊等の研究所、ダンス等の教室も応募できますか？

A1 募集要項「4 補助対象者」を満たしていれば応募できます。

Q2 「フリーランスを含む」とありますが、フリーランスとはどのような方を指しますか。

A2 本補助金では、開業届を出し、事業収入（売上）を得ている一般的な個人事業主に加え、開業届を出していなかったり、確定申告において雑収入や給与収入として計上したりしている場合であっても、フリーランスとして雇用契約によらずに、業務委託契約等にもとづき実演等に関する収入を得ている場合には「個人事業者（フリーランスを含む。）」の扱いとなります。

Q3 活動を始めて日が浅いのですが、応募できますか？

A3 応募できます。活動期間は問いませんが、過去に文化芸術分野での活動実績を1件以上有していることが要件です（※募集要項「4 補助対象者」を参照）。

Q4 文化芸術に関する活動実績とはどういうものですか？

A4 文化芸術の分野を問わず、発表機会や報酬を得た実績です。なお、実行委員会等として応募する場合は、代表者が活動実績を1件以上有していることが要件となります。

Q5 団体が法人である必要がありますか。また、任意団体は対象となりますか。

A5 募集要項「4 補助対象者」の要件を満たしていれば、団体が法人である必要はなく、任意団体であっても構いません。

【2 対象となる事業について】

Q 1 補助の対象となる取り組みは何ですか？

A 1 対象となる取り組みには、以下のようなものがあります。

(例示)

- ① 舞台公演、演奏会、コンサート、ライブ（学校公演等含む）
- ② 美術・芸術（アート）等の展示会、ギャラリートーク（展示解説）
- ③ 文化芸術に関するトークイベント（対談を中心に構成される催し）やシンポジウム、ワークショップ
- ④ 美術・芸術（アート）等のライブ制作に関する作品
- ⑤ 初心者でもわかりやすい文化芸術に関する紹介・解説
- ⑥ 大型ショッピングセンターのイベントスペース等における文化芸術イベント
- ⑦ その他文化芸術資源を活用した取組

※これらのオンライン配信含む。

※これらの取り組みの映像を活用して動画を作成・掲出いただくことは必須です。

ただし、下表のとおり実施方法などにより対象外になる場合があります（文化庁が行っている「ARTS for the future!」事業の支援対象となる取り組みは対象外となります）。

	団体		個人事業主（フリーランス含む）	
	不特定多数の人を集めて開催する公演や演奏会、コンサート・ライブ、展示会等	シンポジウム等	不特定多数の人を集めて開催する公演や演奏会、コンサート・ライブ、展示会等	シンポジウム等
有観客・有料	×	○	○	○
有観客・無料	○	○	○	○
有料配信	○	○	○	○
無料配信	○	○	○	○

Q 2 オンラインで配信する取り組みは補助対象となりますか？

A 2 補助対象となります。ただし、オンラインで配信する場合は、動画の撮影・配信を補助対象期間内に実施する必要があります。なお、その内容等を活用して作成した動画を掲出いただき、その動画を専用サイトにて無料で視聴できる形で公開しますのでご注意ください（必ずしも補助期間内に配信した動画をそのまま掲出用動画とする必要はありません）。

Q 3 オンラインでライブ配信する取り組みは補助対象となりますか？

A 3 有料ライブ配信・無料ライブ配信いずれも補助対象となります。なお、その内容を活用して作成した動画を掲出いただき、その動画を専用サイトにて無料で視聴できる形で公開しますのでご注意ください（必ずしもライブ配信した動画をそのまま掲出用動画とする必要はありません）。

Q 4 無観客の公演も支援の対象となりますか？

A 4 対象となります。ただし、無観客の場合、動画配信によって観てもらう必要があるため、動画作品として魅力的となるよう工夫に努めてください。

Q5 (10/13 削除)

Q 6 補助期間内の一定期間、動画を有料配信する取り組みは対象となりますか？

A 6 対象となります。ただし、補助期間内に対象となる取り組みを撮影した映像を活用する必要があります。なお、取り組みを撮影した映像を活用して作成した動画を掲出いただき、その動画を専用サイトにて無料で視聴できる形で公開しますのでご注意ください（必ずしも補助期間内に配信した動画をそのまま掲出用動画とする必要はありません）。

Q 7 不特定多数を集めた公演等の取り組みにおいて、入場料や参加料を取ることはできますか？

A 7 団体が開催する有観客の有料公演等（チケット収入等を得て不特定多数の者に公開する公演や展示等の活動）については、文化庁が行っている「ARTS for the future!」事業の支援の対象となっており、重複を防ぐため、本事業の支援対象外となっています。個人事業主（フリーランス含む）については、「ARTS for the future!」事業の対象外であるため、有観客の有料公演等も支援対象になります。

Q 8 少人数での解説及びその動画制作や、1 回限りの文化芸術に関する取り組み等も対象となりますか？

A 8 対象となります。

Q 9 シンポジウムやワークショップの実施は対象となりますか。

A 9 対象となります。

Q10 学校の体育館などで実施する公演等も補助の対象となりますか？

A10 対象となります。

Q11 シンポジウム等において、入場料や参加料を取ることはできますか？

A11 文化庁が行っている「ARTS for the future!」事業の支援対象外となっている取り組み（シンポジウム等）において入場料や参加料を取ることは可能です。

※個人事業主（フリーランス含む）については、有観客の有料公演等も支援対象です。

Q12 過去に上演したことがある公演をあらためて上演する場合は応募することはできますか。

A12 今回、補助期間中にあらためて上演する企画であれば、再演であっても応募が可能です。

Q13 過去に制作した作品や公演した映像に解説を加えて編集しても対象になりますか。

A13 対象になりません。補助期間内において実施した取り組みを扱った動画を制作する必要があります。ただし、過去に制作した作品や公演映像を補足的に活用いただくことは可能です。

Q14 総事業費に上限はありますか？

A14 上限はありません。ただし、補助金交付の上限は 100 万円です。

Q15 県外・海外への渡航や、県外・海外から講師等を招聘する取り組みは対象となりますか？

A15 県外・海外への渡航及び渡航を伴う取り組み（県外・海外への出張、県外・海外のイベントへの参加等）は補助対象となりません。県外・海外からの人の招聘を伴う取り組みについては、県内団体等が主体的に関与する取り組みである場合は対象となります（県外・海外の実演家等を招聘するだけの取り組みは対象となりません）。

Q16 公演等を実施するだけの取り組みは対象外ですか？必ず動画を作成する必要がありますか？

A16 動画を作成せず公演等を実施するだけの企画は対象外です。対象となる取り組みを実施したうえ、撮影した映像を活用した動画を掲出いただくことは必須です。なお、動画作成のための委託費も補助対象となっています。

Q17 今回動画を撮影・編集するにあたり、専門家に指導してもらう費用は対象になりますか？

A17 対象になります。

Q18 美術品・工芸品等の直接的な販売や、EC サイト（ネット通販）の構築等の取り組みは対象となりますか？

A18 対象となりません。

Q19 大型ショッピングモールや街角のイベントスペースを活用したイベントは対象となりますか？

A19 対象となります。管理者の許可を得るなど必要な手続きを行ったうえで実施してください。

Q20 活動がバツとわかる、インパクトのあるプロモーション動画を作成し、今後の活動に活用したいのですが、対象となりますか？

A20 対象となる公演等の取り組みを補助期間内に実際に行い、その様子を動画に活用したものであれば対象となります。

Q21 演目の前などに、著名人を起用した文化芸術に関するトークセッションなどを行うことは可能ですか？

A21 文化芸術に対して関心を持つ方の増加を図るなどの取り組みによる効果の向上が期待できる場合には可能です。ただし、費用対効果について十分にご留意ください。なお、本補助金では取り組みの様子を撮影し、その映像を活用した動画を掲出する必要がありますので、著名人起用に係る権利関係にも十分にご留意ください。

Q22 文化芸術に関することをテーマとしたストーリー仕立ての動画を作成する取り組みは可能ですか？

A22 補助期間中に複数の場所で公演等による演技を行い、その映像を組み合わせる動画を作成することは可能です。歴史的なことを扱うなどの場合には、知見のある方の監修を受けるなど時代考証等を十分に行ってください。

【3 事業期間について】

Q 1 台風や新型コロナウイルス感染症の影響により取り組みが実行できない場合、事業期間の延長や次年度への繰越等が可能ですか？

A 1 本補助事業の事業期間（交付決定日から令和4年2月末）後の延長や、次年度への繰越等はできません。

【4 補助対象経費について】

本補助金を不正に受給したり使用したりする不正行為は、文化芸術の活動全体に対する信頼を失うことになります。公的資金を使用していることを十分に理解し、社会性と倫理を持って、適正に事業を行ってください。

Q 1 補助金で購入できる物品はどのようなものですか？

(10/13 追記)

A 1 イベント開催時等のマスク、消毒液、フェイスシールド等の新型コロナウイルス感染防止に必要な物品、事業に使用する文具類等、事業実施にあたって直接必要な物品です。事業と関連のない物品購入代や、消耗品及び印刷物等を大量購入し大量在庫が発生するような場合の在庫分の費用等は認められません。また、事業実施にあたって直接必要なものであっても、1品当たり税込10万円以上の物品や実際に事業において使用していない物品は認められません。必要性を十分に精査したうえ、汎用性のある物品（幅広く一般的に使用することができるもの）などについては、事業における必要性を示す資料等を添付するようにしてください。提出された応募書類により、必要性が定かではない場合は、対象経費として認められないことがあります。なお、事業選定の審査基準においても予算の妥当性や費用対効果が含まれていますのでご注意ください（募集要項「10 審査について」参照）。

Q 2 事業に使用する購入済みの物品の領収書があるが、対象となりますか？

A 2 対象となりません。補助対象となるのは交付決定日以降の補助期間内に購入（支出）したもののみです。

Q 3 人件費、賃金の単価を 960 円／時間を超えて設定することは可能ですか？

A 3 可能です。ただし、人件費・賃金の単価は 上限 960 円／時間までが補助対象です。下限は沖縄県内の最低賃金とします。

Q 4 台風や新型コロナウイルスの影響を受けて事業計画書に記載した取り組みの一部が実施できない場合でも、それまでに支出済みの経費は補助対象となりますか？

A 4 それまでに支出済みの費用は補助対象と認められる場合があります。取り組みが実施できないと想定された時点で、速やかに文化振興会に連絡・相談してください。

Q 5 領収書を紛失したが、経費は認められますか？

A 5 認められません。経費精算の際には、領収証の写しの添付が必要です。

Q 6 消費税は対象経費として認められません。

A 6 認められません。なお、人件費及び賃金には消費税はかかりません。

Q 7 相手先が見積書や請求書を発行してくれない場合はどうなりますか？

A 7 見積書・請求書は、税込 30,000 円以上の取引の経費精算には添付が必要です。また、税込 100,000 円以上の場合は二者以上の相見積が必要です。これらが確実に発行される相手先と取引してください。

Q 8 リハーサルのために施設を利用した場合も補助対象となりますか？

A 8 本番と連続したリハーサル（本番当日午前、本番前日など）のみ対象となります。別会場で実施したもの、あるいは本番と同一会場であっても日を空けた別日に実施したものは対象外です。※練習等にかかる施設使用料については Q15 を参照。

Q 9 市町村等から施設使用料及び付属設備使用料の減免を受けている場合は補助対象となりますか？

A 9 市町村等から減免を受けている場合は、減免後の施設使用料等を対象経費とします。

Q10 物品を購入せずリースした場合、リース料は対象となりますか？

A10 リース料も対象となります。実績報告書を提出する際に、リースしたことを証明する書類、支払った金額の確認できる書類を添付してください。ただし、補助期間外や事業に使用しない期間は対象外となります。

Q11 対象経費には消費税も含まれますか？

A11 対象となりません。

Q12 国、他の地方公共団体等の補助金あるいは助成金を受けている場合でも申請は可能ですか？

A12 同一の事業及び申請する補助対象経費の各項目（補助対象経費一覧に記載された項目）について、国、他の地方公共団体等から当事業の補助を受けているものについては、対象外です。

Q13 ワークショップ等の原材料費は補助対象となりますか。

A13 ワークショップ等において参加者が作品に使用する材料に係る経費は、参加者が実費を負担すべきであると考えられるため、原則として補助対象経費とはなりません。事業の実施目的等によって補助対象となる場合もあります。事前に沖縄県文化振興会にご相談ください。

Q14 団体で補助事業を実施するために雇用したアルバイトの賃金は補助対象になりますか。

A14 補助事業に直接従事するために雇用したアルバイトの賃金は補助対象となります。実績報告の際に、補助事業のために雇用したことが分かる雇用契約書、賃金の支払明細等、勤務実態の分かる書類の写しを提出してください。

ただし、補助事業者の管理運営業務に従事したアルバイトは補助対象になりませんのでご注意ください。

Q15 本公演に向けた練習等にかかる施設使用料の対象範囲について詳しく解説してください。

A15 本公演の開催にかかる準備（仕込み）、リハーサルのための利用、控え室等の利用、本公演に向けた練習室等の利用も対象となります。本公演と練習が別施設の場合であっても、補助対象施設での練習であれば対象となります。なお、普段の稽古であることが明らかな場合や、申請団体の事務所等を維持するための恒常的な経費等は対象となりません。

Q16 公演において、セリフが主にうちなーぐちであるため、わからない方も楽しめるよう、字幕を表示したいのですが、その費用は対象になりますか？

A16 オペレーター、プロジェクター等字幕使用に関する費用は対象となります。

Q17 リハーサルおよび本番当日の弁当代は対象になりますか？

A17 弁当代は対象になりません。

Q18 チラシ、ポスターを作成しての告知や新聞広告を行ってもよいですか？

A18 可能です。ただし、取り組みに対し過度な広告や費用対効果が明らかに高い別的手段がある場合などは補助対象外になることがありますのでご注意ください。（不適当な例：主に関係者が対象となる定員 30 名のトークセッションの入場者を集めるために、新聞折り込み広告を行ったなど）

Q19 有料での配布を目的とする印刷物等の作成費は対象となりますか？

A19 販売を目的とする印刷物やグッズ等の作成費は対象となりません。

Q20 電話・ファックス・電子メール代は対象となりますか？

A20 対象となりません。

Q21 ホームページを作成して、今回の取り組みを PR することは可能ですか？

A21 可能です。ただし、補助期間内に今回の取り組みの PR や動画発信を行わない場合は対象外となる場合がありますのでご注意ください。

なお、次のような場合にはホームページの作成費用は補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・既存ホームページのリニューアルを行う場合
- ・同一の法人又は個人において、既存のホームページがある又は過去にホームページがあった場合

Q22 インターネットにおける有料の広告費用は対象になりますか？

A22 対象になります。ただし、取り組みに対し過度な広告や費用対効果が明らかに高い別的手段がある場合などは補助対象外になることがありますのでご注意ください。（不適当な例：定員 15 名のワークショップの参加者を集めるために、県内外で表示されるネット広告を 1 カ月間行ったなど）

Q23 SNS の活用など新しい発信方法にチャレンジしたいのですが、こうした専門家の指導を受けるための費用は対象になりますか。

A23 今回の取り組みのPRにも活用できる内容であれば対象になります。ただし、無料のセミナー等の開催がある場合には、それらを活用するようにしてください。無料のセミナー等でカバーされない部分は指導を受けても構いません。指導された内容を今回の取り組みで活用するようにしてください。

【5 応募書類について】

Q 1 応募書類はどこで入手できますか？

A 1 沖縄県文化振興会のホームページでダウンロードしてください。
<https://okicul-pr.jp/>

Q 2 交付決定後に、申請書の経費の内容や金額の変更はできますか？

A 2 可能ですが、軽微な変更に限る場合を除き、計画変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。なお、交付決定額の増額はできません。

Q 3 先着順での受付ですか？

A 3 先着順ではありません。応募受付期間中に必要な書類をご提出ください。なお、提出締め切り日直前は、応募が大変混み合いますので、直前の提出を避けた早めのご提出をお願いします。応募締め切り後、外部有識者等による審査を行い、採択の可否を決定します。

Q 4 応募書類を提出する段階で、施設を予約しておく必要はありますか？

A 4 交付決定後からの補助事業期間外に発生した費用は対象外となりますので、費用が発生する行為は交付決定前に行わないでください。ただし、施設の予約が埋まり、事業が実施できない事態を避けるため、施設への空き状況の確認や費用が発生しない仮予約などは事前に行うようにしてください。

Q 5 応募書類の添付書類に「予算の根拠となる資料（見積等）」とありますが、見積書が発行されない場合はどうしたらいいのでしょうか？

A 5 見積書を発行してもらえない場合は、ホームページ等に掲載されている料金表などを印刷し、料金を計算したメモを添付してください。

インターネット通信販売を利用する場合は、販売サイトにおける料金画面の写しなど、金額が確認できるものであれば形式を問いません。

Q 6 企画のテーマや内容に指定はありますか。企画書はどのように記載すればよいですか？

A 6 募集要項に基づく要件を満たしていれば、テーマや内容の指定はありません。企画書の「企画内容・コンセプト」欄に、作品の内容やコンセプトなどを具体的にお書きください。

Q7 同一の補助対象者から複数の企画を応募することは可能ですか？

A7 応募は、同一の補助対象者から何件でも可能です。ただし、採択されるのは一補助対象者につき原則として1件となります。

なお、出演者として、複数の企画に参加いただくことは可能です。

Q8 応募書類が届いているか、確認できますか？

A8 郵送で応募された場合は、簡易書留など発送記録が確認できる方法で送付をお願いしていますので、発送記録をご自身でご確認の上、沖縄県文化振興会へお問い合わせください。

Q9 応募書類の一部を変更したいのですが、応募受付期間中であれば可能でしょうか？

A9 応募受付期間中であってもご提出いただいた書類の一部を変更することはできません。

Q10 必ず補助金額が100万円となるように申請する必要がありますか？ (10/13 追加)

A10 必要ありません。補助金額が100万円未満となる取り組みも対象です。なお、公的資金を使用することを十分に理解し、経費の必要性を精査のうえ適切に積算を行ってください。必要性が認められない経費は、対象外経費となる場合があります。また、事業採択の審査基準においても予算の妥当性や費用対効果が含まれていますのでご注意ください（募集要項「10 審査について」参照）。

【6 事前相談について】

Q1 事前に企画内容について助言等を受けることはできますか？

A1 審査の前に企画内容についての助言等を受けることはできません。応募書類の記入方法等については、記入例やQ&Aを参照してください。Q&Aは随時追加いたします。これらをご確認いただいたうえで応募書類の記載方法等について不明点等ありましたら、沖縄県文化振興会へメール（E-mail：ouenprogram@okicul-pr.jp）にてご連絡ください。なお、ご相談内容によっては回答までにお時間をいただく場合があります。

【7 審査について】

Q1 審査はどのように行われますか？

A1 外部有識者等で構成される選定委員会により審査が行われます。あらかじめ定められた審査項目をもとに、総合的に判断されます。審査については、募集要項「10 審査について」に記載しています。

Q 2 審査項目の「公演等の作品の公共性・アピール性」について、公演等の取り組みだけではなく、掲出する動画の内容（動画として工夫した点など）についても含まれますか？

(10/13 追加)

A 2 掲出する動画の作成についても補助事業の要件となりますので、当該審査項目に含まれます。

【8 計画の変更（事業が実施できなくなった場合など）について】

Q 1 事業の実施ができなくなりました。会場のキャンセルに伴いキャンセル料が発生したのですが補助対象になりますか？

A 1 原則として、キャンセル料は補助対象外となります。しかしながら、天変地異等の不可抗力の場合などは補助金の対象となる場合があります。事業中止の可能性が生じた場合または中止が決定した場合は、沖縄県文化振興会に速やかにご連絡ください。

Q 2 新型コロナウイルス感染症に関する社会情勢を受けイベントを中止しました。会場のキャンセル料やそれまでの準備のために支出した費用は補助対象になりますか？

A 2 新型コロナウイルス感染症感染拡大にともない、国や県、市町村からの要請でイベントを中止とした場合等のやむを得ない事情により中止となった場合には、中止までに要した経費を補助対象とすることがあります。事業中止の可能性が生じた場合または中止が決定した場合は、沖縄県文化振興会に速やかにご連絡ください。

Q 3 交付決定を受けた後に練習日や利用時間が減り、補助金の減額が見込まれる場合に、変更交付申請が必要となりますか？

A 3 事業費総額が減少する見込みでも、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更とならなければ、変更交付申請の提出の必要はなく、実績報告書の提出により、減額して額の確定を行います。

Q 4 採択後、企画を上演する際に、再度緊急事態宣言が発出されるなど、状況が変わった場合にはどうすればよいですか？

A 4 上演までの間に、緊急事態宣言の発令のほかガイドラインの改定等、必要とされる対策が見直される場合は、そちらに沿った企画や公演内容に変更の上、上演いただく必要があります。大幅に内容が変わる場合など変更が必要な場合があるため、沖縄県文化振興会へご確認ください。そのような状況になった場合には別途お知らせします。

Q 5 経費の流用など承認された計画を変更することはできますか？

A 5 承認された内容及び経費の配分を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を提出し、その承認を受けることが必要になる場合があります。変更を行いたい場合には沖縄県文化振興課へお問合せください（E-mail：ouenprogram@okicul-pr.jp）。

【9 実績報告・補助金の交付について】

Q1 補助金はいつ交付されるのですか？

A1 事業完了後に補助事業者から手続き窓口（沖縄県文化振興会）に実績報告書を提出いただき、沖縄県で補助金額を確定した後、補助金額の確定通知書を補助事業者に送付します。その後、沖縄県に対して補助金の交付を請求していただく必要があります。実績報告書を提出いただいてから、4月上旬までの支払いを予定しています。なお、希望する事業者は、概算払い※請求が可能です（交付決定額の8割以内）。

※概算払いとは、事業終了後に支払う額を後で精算することを条件に、事前に支払うことです。

Q2 補助金は交付決定通知書に記載された金額が交付されるのですか？

A2 交付額は、交付決定通知書に記載された金額と同額とは限りません。事業実施後の実績報告書と関連書類一式を手続き窓口（沖縄県文化振興会）及び沖縄県にてその内容を確認・精査した上で、交付できる補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

そのため、交付申請の時点で記載した補助対象経費よりも低い金額で事業を実施された場合等は、その金額を基に補助金の額が変更になることがあります。

Q3 実際に支出した補助対象経費を基に補助金額を計算すると交付決定額を超えていました。実績報告の際に領収書を提出すれば超えた分の金額も上乗せして交付してもらえますか？

A3 交付決定額を超えた金額については、領収書等で支出が確認できたとしても、上乗せして交付することはできません。

Q4 期限までに実績報告書を提出できないと補助金はもらえないのですか？

A4 期限までに実績報告書を提出できない場合は、補助金が交付されないことがあります。

Q5 補助事業の消耗品を購入した際の領収書を紛失してしまったので提出できないのですが、どうすればよいのでしょうか？

A5 領収書等の支出を証明する書類を提出できない場合、当該経費は補助対象外となります。領収書等が提出できない支出については補助対象経費に計上せず、実績報告書を作成してください。

Q6 レシート、領収書に品名が記載されていない場合はどうすればよいですか？

A6 補助対象である支出を証明する書類を提出できない場合、当該経費は補助対象外となります。そのような支出については補助対象経費に計上せず、実績報告書を作成してください。

Q7 領収書に、複数商品名が書かれているが、個別金額が不明な場合はどうすればよいですか？

A7 請求明細書等、内訳が確認できる書類を添付してください。そうした書類がなければ、内訳を記載したメモを添付してください。

Q 8 口座振込、クレジットカード等により支払ったため、領収書がない場合はどうすればよいですか？

A 8 振込が確認できる通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書など、支払いを行ったことが分かる書類を添付してください。

金額しか確認できない場合は、上記のほか、請求明細書など、支出の内訳が分かる書類を添付してください

Q 9 補助金の請求方法を教えてください。

A 9 事業終了後 14 日以内に実績報告書及び証拠書類（領収書等）を手続き窓口（沖縄県文化振興会）へ提出してください。その後、手続き窓口（沖縄県文化振興会）及び沖縄県で内容を確認し、各補助事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。当該確定通知書を受け取った後、補助金交付請求書に当該確定通知書の写しを添えて、沖縄県に補助金の交付を請求してください。

Q10 補助金を県庁の窓口で受け取ることはできますか？

A10 口座振込での交付となります。窓口での受け取りはできません。

Q11 補助金を交付申請者以外の口座に振り込んでもらうことはできますか？

A11 できません。補助金の振込みは、交付申請者名義の口座（団体の場合は団体名義の口座または団体の代表者名義の口座）に限ります。

【10 動画撮影・編集・配信について】

Q 1 掲出する動画の撮影・編集費用の扱いを教えてください？

A 1 掲出していただく動画の撮影・編集に要する費用も交付決定額に含まれています。

Q 2 掲出した動画を団体のサイトなどで配信することは可能ですか？

A 2 本事業の専用サイトで配信する動画を別途無料配信していただくことは可能ですが、本事業の専用サイトで配信している間は、全く同一の動画を有料配信することはできません。

Q 3 動画作成について、交付決定より前に県内の劇場・ホール等で行った公演等を撮影・編集した動画を活用してもよいですか。

A 3 今回の募集では、補助期間の間に対象となる取り組みを新たに行い、その模様を活用して動画を制作し掲出していただきます。ただし、今回新たに制作する動画の一部として、既存の動画作品を活用したり、映像技術を活用して加工したりすることを妨げるものではありません。

Q4 公演を令和4年2月中旬から下旬を予定しており、掲出する動画の編集が令和4年3月以降になりますが、応募できますか。

A4 令和4年2月14日までに動画を「YouTube」の各補助事業者で管理可能なアカウントへ限定公開でアップロードしていただく必要があるため、対象外となります。

Q5 動画の撮影・編集に不安があります。

A5 動画の撮影・編集の委託費やそれらを指導してもらう費用も補助対象となっています。相談も可能です。相談窓口については、文化振興会ホームページにてお知らせいたします。

Q6 募集要項の別紙に掲出する動画について、撮影に当たっての解像度が示されていますが、この要件を満たさなければならないでしょうか。

A6 本事業では、公演等の制作及び配信を支援するとともに、県民が芸術文化に触れる機会を提供することを目的としており、掲出いただいた動画は本事業の専用サイトに1年程度（令和4年度末を予定）掲載します。このため、要項別紙に記載した最低限の要件を満たしていただくことを条件としています。

Q7 予定している公演の上演時間が2時間です。募集要項別紙には掲出する動画は10分以上との記載がありますが、2時間すべての動画を掲出することも可能でしょうか。

A7 動画の尺について上限は設けませんので、上演内容すべての動画を掲出していただくことも可能です。ただし、視聴のしやすさの観点から、時間が長い動画を10分以上の動画に分割して複数の動画としたり、編集により凝縮したりするなど、動画作品としての工夫にも努めてください。

Q8 鑑賞無料の公演を行います。必ず公演の様子を全て掲出する動画に含める必要がありますか？

A8 動画としての視聴のしやすさや魅力を向上させるために編集などを行なったことで短くなることは構いませんので、必ず公演等の全てをそのまま掲出する動画に含める必要はありません。

Q9 公演等取り組みについて、動画で観てもらうよりも実際に劇場等に足を運んでもらいたいと思っているのですが、必ず動画を掲出する必要がありますか？

A9 必ず募集要項に基づき動画を作成いただき、その動画を公表します。動画の内容については、公演の様子をそのまま動画にするのではなく、ご質問にあるような考え方に基づき、実際に劇場等に足を運んでもらえるように、公演等の収録映像を活用し見どころ紹介を行う動画などを作成いただくことも可能です。ただし、公演等取り組みを非公開で行い、掲出する動画もこの取り組みの様子のごく一部のみ使用した場合など補助事業として魅力発信になっているのか明確でない場合には、補助対象事業として認められないことがあります。

Q10 本事業で掲出する動画は、上演した本編以外の内容、例えば稽古風景や作者・出演者のインタビュー等を織り交ぜて編集を工夫しても良いですか？

A10 動画作品としてよりよいものにするために、本事業で掲出いただく動画に稽古場風景やインタビューなどの映像を入れて編集いただいても構いません。

Q11 動画配信先の指定はありますか。

A11 本事業の専用サイトは YouTube を利用する予定ですので、動画は「YouTube」の各補助事業者で管理可能なアカウントにアップロードしていただく必要があります。この際、各補助事業者（チャンネル所有者）の収益になる広告の設定はしないでください。

Q12 いつまでに動画をアップロードする必要がありますか。

A12 各団体において、令和4年2月14日までに「YouTube」の各補助事業者で管理可能なアカウントへ限定公開でアップロードしていただきます。事務局での動画の確認後、完成した動画を一般公開で令和4年2月28日までにアップロードしていただきます。

Q13 配信用の動画はどのように提出するのでしょうか。

A13 動画が編集できた時点で、事前の内容確認のため、事務局（文化振興会）に「YouTube」の補助事業者で管理可能なアカウントへ限定公開でアップロードした URL をお知らせください。事務局で必要事項を確認し、問題がなければ、補助事業者にて一般公開でアップロードしていただき、その URL をお知らせいただき、提出完了となります。この際、各補助事業者（チャンネル所有者）の収益になる広告の設定はしないでください。

Q14 掲出が必要な10分以上の動画とは別に、補助事業として行なったパフォーマンス映像を活用してプロモーション動画を作成し、今後の活動に活用したいのですが、そのような動画も10分以上にする必要がありますか？

A14 補助事業として作成する掲出動画以外の動画の尺については特に制限を設けていません。

Q15 上演の際に使用する音楽の JASRAC 等への権利処理や上演の様子を配信する際に必要な著作権処理は事務局で行っていただけますか？

A15 応募規約にも記載のとおり、使用楽曲の著作権等の対応は各補助事業者にて適切に処理をしていただくようお願いします。動画制作にあたり使用する楽曲等によっては、著作権、肖像権、パブリシティ権、商標権、所有権等の権利関係について、それぞれ管理する個人や団体等への申請・許諾が必要となるケースがあるため、芸術分野を問わず各補助事業者にて適切な対応をお願いします。例えば、音楽公演で演奏する楽曲について、音の部分の著作権を管理する JASRAC の許可だけでなく、歌詞の部分の著作権を管理している別の団体の許可も必要となる可能性がありますのでご注意ください。

また、本事業の専用サイトでの動画の配信は、動画共有サービス「YouTube」に各補助事業者にてアップロードいただきます。

YouTube では一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と JASRAC 管理楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結していますが、例外となる楽曲もありますので、詳細については

YouTube や JASRAC 等にご確認ください。「YouTube」のコミュニティガイドラインについても順守し、必要な権利処理は全て団体にて行っていただくようお願いします。

【11 その他】

Q 1 今後の取り組みの参考にするために、来場者（参加者）にアンケートを実施してもよいですか？

A 1 構いません。課題把握・解決のために積極的に行ってください。

★Q&A の更新について★

Q&A は、随時更新したものを沖縄県文化振興会ホームページに掲載します。内容を確認のうえ申請手続きをお願いします。